

研究活動における調査報告（概要）

1. 告発内容及び調査結果の概要

令和6（2024）年12月、告発の内容が示された匿名のメールがあったため、その内容を確認の上、正式な告発として受理した。本告発を受け、予備調査委員会において予備調査を実施した結果、研究活動における調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該告発内容に係る研究活動の調査を行うことを決定した。なお、調査対象となった研究活動は、本学の運営費交付金により行われたものであり、競争的資金等の外部資金は含まれていない。

本調査の結果、令和5（2023）年に掲載された論文等について、特定不正行為（捏造、盗用）等を認定した。

令和8（2026）年3月に調査結果を告発者及び被告発者に通知した。被告発者（3名）から調査結果に対して不服申立てがなされたが、再調査を要する新たな科学的根拠が示されなかったため、同年4月、審査の結果、不服申立てを却下した。

2. 調査委員会委員の氏名及び所属

委員長：松木均（徳島大学理事・副学長（研究担当））

委員：武藤裕則（徳島大学教授）（令和8年3月まで）

委員：中西通雄（元追手門学院大学教授）

委員：林純一郎（香川大学准教授）

委員：野々木靖人（大道晋法律事務所弁護士）

委員：森賀俊広（徳島大学教授）（令和8年4月から）

3. 調査の方法・手順等

ア) 論文2報のREFERENCES(参考文献)に、不正確な情報（架空の文献情報）が記載されているとの告発があった。

調査委員会は、告発された論文に関する資料の調査、ウェブサイトに掲載されている情報、調査対象者に対する聴き取り調査、調査対象者から提出された資料等に基づき、告発の内容等の確認を行った。また、告発された論文以外の論文を調査対象に加えて調査を行い、不正行為の有無の確認を行った。

イ) 調査対象論文は、以下の7報である。

(a) 学術誌に投稿・発表した論文

(b) 学術誌に投稿・発表した論文（論文撤回済）

(c) 学術誌に投稿した論文（不採録の論文）

(d) 学術誌に投稿・発表した論文

(e) 国際会議に発表した論文

(f) 国際会議に発表した論文

(g) プレプリント・サーバーに投稿・発表した論文

4. 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

【結論】

ア) 認定した不正行為等の種別：

- ① 特定不正行為（捏造）
- ② 特定不正行為（盗用）
- ③ 特定不正行為以外の不正行為（二重投稿、二重出版）
- ④ 特定不正行為以外の不正行為（投稿規定違反（不適切なオーサーシップ））
- ⑤ その他の不適切な行為（粗悪な学術誌への投稿）
- ⑥ その他の不適切な行為（不十分な研究活動を行う共同研究体制）

イ) 不正行為に関与した者として認定した者：

- ・ 大学院生（上記の①～⑥に関与した者として認定）
- ・ 大学院社会産業理工学研究部講師（上記の①～⑥に関与した者として認定）
- ・ 大学院社会産業理工学研究部教授（上記の④、⑥に関与した者として認定）

【認定理由】

論文(a)、論文(b)、論文(c)、論文(d)、論文(e)、論文(f)は、大学院生が研究の構想、実施、評価、草稿の執筆、引用文献の監修等を行い、講師は研究構想の評価、論文出版の時期、媒体に関する助言、投稿前原稿のレビューを行った。また、論文の作成過程は、オンライン編集ツールを用い、大学院生の作成した原稿を講師が確認し、訂正等の指示を行い、数度の修正・確認を行ったと説明している。よって、これら6報の論文は、大学院生及び講師により作成されたものであり、これらの論文における研究不正は、大学院生及び講師によりなされたものと認定した。論文(g)は、大学院生が論文(c)を投稿した際、プレプリント・サーバーに投稿したものである。

① 特定不正行為（捏造）

- ・ 引用文献の書誌情報（著者、論文名等）から当該論文を確認することができなかった。結果、存在しない研究成果を根拠に論文を作成した行為であり、「捏造」と認定した。
- ・ 論文(d)の論文の記述と訂正後の引用文献において、記述の内容と引用文献の内容が一致しないものが多数確認された。論文(d)と引用文献の関係について、大学院生に説明を求めたが質問に対して正確性、整合性のある回答を得ることができなかった。論文(d)及びそのもととなる論文(f)について、適切な引用文献を選択せず、論文の科学的根拠として引用文献を用いて論文が記述された論文でないと判断した。

よって、論文(d)及び論文(f)について、適切な引用文献を選択せず、論文の科学的根拠を正確に示しておらず、研究成果を偽って説明する行為を行ったものであり、「捏造」に当たる行為を行ったと認定した。

② 特定不正行為（盗用）

- ・ 論文(a)において、Wikipediaの「Plank」と同一の文章が引用されていた。しかし、出典表示等の引用に必要な行為を行っていないため、Wikipediaの文章を用いた一文は、「盗用」と認定した。論文(a)と同様の記述が、論文(b)、論文(c)、論文(g)にもあり、「盗用」と認定した。
- ・ 論文(e)及び論文(b)において、論文(a)と同じ又は類似の図・表が利用されていた。

これらは、論文(a)を2023年4月に学術誌に再提出した論文で使用されているものである。講師は、論文(e)と論文(a)の作成時期が重なったことが原因であるとし、研究不正の意図はなかったと説明している。しかし、論文(e)及び論文(b)に用いた図・表は、論文(a)を利用した行為となっている。学術誌は、論文(a)の図・表を用いた行為を論文撤回の根拠の一つに挙げている。

よって、論文(e)及び論文(b)は、自己の図・表を適切な説明を行わず用いたため、「自己盗用（盗用）」が行なわれた論文と認定した。

③ 特定不正行為以外の不正行為（二重投稿、二重出版）

- ・学術誌に2022年2月に論文(a)を投稿した。その後、2022年9月に、他の学術誌に同一の題名の論文(c)を投稿した行為は二重投稿となる。ただし、論文(c)は不採録となったため、結果的に二重投稿の状況は解消されている。
- ・学術誌に2022年2月に論文(a)を投稿した。その学術誌への投稿中に、2023年2月に国際会議に論文(e)を投稿した。論文(a)及び論文(e)について2023年4月頃、2つの論文をそれぞれ修正・提出し、論文(e)は2023年5月に発表、論文(a)は2023年7月に出版された。論文(a)及び論文(e)は、同一の図表等を使用して記述した箇所があり、二重投稿となる。論文(e)は2024年5月に学術誌より論文(b)として出版された。この時、論文(a)は既に公表されており、論文(a)と論文(b)との間において二重出版となる。論文(b)は2024年12月学術誌により論文撤回された。

④ 特定不正行為以外の不正行為（投稿規定違反（不適切なオーサiership））

- ・論文(a)、論文(b)、論文(c)、論文(d)、論文(e)、論文(f)は、3人の著者によって作成されている。調査において、3人の著者は、教授が論文の作成に関与したと説明し、教授自らは、著者として実質的な貢献を行ったと説明する。一方、教授自らは、論文最終稿は確認していないと断言している。

学術誌等の投稿規定は、著者資格基準において論文最終稿の承認を行うことを求めている。よって、教授を共同著者とすることは投稿規定に違反する行為であり、3人の著者は投稿規定違反（不適切なオーサiership）をしたと認定した。

⑤ その他の不適切な行為（粗悪な学術誌への投稿）

- ・高額な投稿料の請求などの問題から粗悪な学術誌への投稿については、研究者自身が注意することが求められている。今回の調査において、Predatory Reportsに掲載されている学術誌に投稿していることが確認された。

講師、大学院生は、Scopusに登録されている学術誌を対象に論文を投稿することを方針としているが、投稿先の選定は必ずしも方針に沿ったものとなっていない。このため、査読の結果の取扱い、査読期間や出版までの期間が不明確な学術誌へ投稿する結果となっている。投稿する国際会議、学術誌の選定には注意を払うべきである。

⑥ その他の不適切な行為（不十分な研究活動を行う共同研究体制）

- ・研究活動を実施する上で、研究者間のコミュニケーションは重要な要素である。3人の著者間において、研究倫理教育に関する指導、引用文献の確認、論文最終稿の確認、論文投稿先の選定などが適切に行われていると言いがたい状況が明らかとなった。

5. 本学が公表までに行った措置の内容

- ・ 教員に対して、国立大学法人徳島大学就業規則に則り、厳正な審査を行う。
- ・ 大学院生に対して、徳島大学学則等に則り、審査を行う。
- ・ 論文の著者に対し、該当論文の取下げ、プレプリント・サーバーとの該当論文の取扱いに係る協議を勧告した。

6. 発生要因及び再発防止策

ア) 発生要因

論文の著者が、学術論文の執筆、先行研究の確認、共著者間の査読、著者最終稿の承認、学術論文の投稿先の決定及び投稿先が定める投稿規程等の確認など、研究活動を実施する上で研究者に求められる責任ある行動を十分に行わず、基本的な注意を著しく怠ったため、特定不正行為（捏造、盗用）、その他の不正行為が発生したものである。また、教員が大学院生の執筆した学術論文に記載された引用文献に十分な注意を払わず、引用文献の確認を怠ったことが、大学院生の不正行為（引用文献に根拠を置かない論文の記述）を見逃し、特定不正行為の発生に至った。2人の教員は、学術論文の執筆において必要な共同研究に係る十分な連携・協力関係が構築できなかったため、大学院生の不正行為を早期に発見することができなかった。

イ) 再発防止策

- 研究倫理教育において、次の点について周知徹底する。
 - ・ 大学院生は、学術論文の投稿前に本学の研究倫理教育の受講を完了し、研究公正に関する知識を学ぶこと
 - ・ 研究者は、学術論文の投稿前には、学術誌等の投稿規定（ガイドライン等）を読み、規定違反がないことを確認すること、また、確認を行った記録を保存すること。
 - ・ 粗悪な学術誌（ハゲタカジャーナル）への投稿、プレプリントへの投稿に関するリスク等に関する知識を学ぶこと。
- 大学院生が学術論文の投稿前に行った剽窃防止ソフト（iThenticate）の分析結果は、都度、当該大学院研究科において保管・管理することを検討すること。
- 研究上の不正行為が起らない高潔な研究環境の整備に向け、学術論文の執筆に当たって必要な共同研究体制が形成できるような取組みを該当部局に求めた。